

## 最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める請願

紹介議員

守谷祐志  
【請願の趣旨と理由】

甲 村 亨  
鈴木礼子  
鈴木俊祐

アベノミクスによる「異次元の金融緩和」により、大企業の内部留保は増えましたが、労働者の実質賃金は下落し、消費支出も減少し続けています。「雇用の流動化」が推し進められ、非正規雇用労働者が全労働者の4割に達し、労働者の4人に1人が年収200万円以下ワーキング・プアに陥っています。低賃金で不安定な仕事にしか就けず、自立できない人が増え、少子高齢化がすすみ、親の貧困が子どもたちの成長・発達を阻害する「貧困の連鎖」も深刻な社会問題になっています。

2018年の改定による地域別最低賃金は、最も高い東京で時給985円、岩手県では762円、最も低い地方は761円です。毎日フルタイムで働いても月11万～14万円の手取りにしかありません。時間額で224円にまで広がった地域間格差は、労働力の流出を招き、地方の高齢化と地域経済を疲弊させる大きな要因になっています。地域経済を再生させるうえでも、地域間格差の是正と最低賃金の大幅な引き上げが必要です。

安倍首相は「最低賃金を毎年3%程度引き上げて、加重平均で1000円をめざす」としています。しかし、年3%の引き上げでは「できる限り早期に全国最低800円を確保し、2020年までに全国平均1000円をめざす」とした2010年の「雇用戦略対話」での政労使三者合意を先延ばしするだけです。いますぐ政治的決断で、1000円以上に引き上げるべきです。

最低賃金を改善することは、景気刺激策として有効です。同時に、中小企業への助成や融資、仕事起こしや単価改善につながる施策を拡充することも求められます。

現行憲法では「すべて国民は、法の下に平等」「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」とされ、労働基準法は第1条で「労働条件は、労働者が人たるに値する生活を営むための必要を充たすべきものでなければならない」としており、最低賃金法第9条は、最低賃金は生活保護水準を下回ってはならないとしています。

以上の趣旨に基づき、下記事項について国及び関係機関に意見書を提出されるよう請願します。

請願第 6 号



記

1. 政府は貧困と生活苦を解消するため、最低賃金を大幅に引き上げること。
2. 政府は全国一律最低賃金制度の確立など、地域間格差を縮小させるための施策を進めること。
3. 政府は中小企業への支援策を拡充すること。中小企業負担を軽減するための直接支援として、中小企業とそこで働く労働者の社会保険料負担や税の減免制度などを実現すること。
4. 政府は中小企業に対する大企業による優越的地位の濫用、代金の買い叩きや支払い遅延等をなくすため、法整備を含む抜本的対策を講じること。

意見書提出先 内閣総理大臣 様  
厚生労働大臣 様  
中央最低賃金審議会会長 様

以 上

2019年3月8日

盛岡市議会議長 天沼 久純 様

請願者

盛岡市本町通二丁目1番36号浅沼ビル6階

盛岡地域労働組合  
議長 菖蒲澤 実

